

江東区児童館児童指導員（会計年度任用職員）の募集案内

募 集 人 数	1名
勤 務 職 場	江東区豊洲児童館外（所管部課：こども未来部こども家庭支援課）
職 務 内 容	児童館において、その利用者（0歳～18歳）を対象に、子どもの健全な育成を図ると共に、中高生利用者を対象にしたTeen's time やTeen's time plus をより充実させるため、適切な遊び等の指導補助や児童館の管理運営を補助従事する。
求められる能力	<p>指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考の上、区長が任用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の資格を有する者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・前各号に規定する者と同等の資格を有すると区長が認める者
任 期	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（次年度以降の更新制度有）</p> <p>※条件付採用期間あり（原則1か月）</p> <p>ただし、年度の途中において採用した場合の任期は、採用した日から当該年度末日までとする。</p>
勤 務 時 間	<p>(7時間45分勤務の場合) 午前8時30分から午後5時15分まで又は午前9時30分から午後6時15分まで</p> <p>(5時間勤務の場合) 午前8時30分から午後1時30分まで又は午後1時15分から午後6時15分まで</p> <p>(いずれも休憩を除く)</p> <p>また中高生対応のため、日に7時間45分勤務・5時間勤務に関わらず午後7時15分まで勤務がある場合があります。</p>
所定勤務時間を超える勤務	有
休 憩 時 間	7時間45分勤務の場合のみ1時間
休 暇 等	<p>年次有給休暇、夏季休暇（有給。7月1日～9月30日の間に取得可。）、妊娠出産休暇（有給）</p> <p>その他：慶弔休暇（有給）、妊婦通勤時間（無給）等</p> <p>※任期が6ヶ月未満の場合は年次有給休暇の付与はございません。</p>
報 酬	<p>時給1,932円（令和8年4月時点）</p> <p>上記のほか、通勤手当相当（上限55,000円／月）</p> <p>※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。</p>
応 募 方 法	会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要事項を記入の上、資格証明書の写し（上記求められる能力に記載の資格を有していることが確認できるもの）を同封し、令和8年1月23日までに、郵送願います。
選 考	<p>選考日：令和8年1月26日～令和8年2月2日の内こちらから指定する日</p> <p>選考場所：江東区役所等</p> <p>選考方法：第一次 書類選考 第二次 面接</p>
退職に 関する事 項	<p>① 任用期間を満了したとき。</p> <p>② 自己の都合により退職を申し出たとき。</p> <p>③ 勤務成績が良くないとき。</p> <p>④ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。</p> <p>⑤ 指導員としてふさわしくない行為があつたとき。</p> <p>⑥ 服務上の遵守義務に反したとき。</p>

	なお、上記以外で解雇する場合は、労働基準法第20条の規定を適用する。
注 意 事 項	<p>地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。</p> <p>(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
申込み・問い合わせ先	<p>〒135-8383 江東区東陽4-11-28 こども家庭支援課こども家庭係 電話番号 03-3647-9230</p>